

# 仕 様 書

1 業務名  
広島市立広島市民病院空気調和自動制御装置保守点検業務

2 委託目的  
本業務は、院内の空気環境を適正な状態に保持するため、空気調和自動制御装置（空調用温湿度調節機器）・空調監視装置（中央監視設備）を点検し、装置の機能が正常な状態となるよう保守管理をするものである。

3 業務内容  
(1) 受注者は、広島市立病院機構（以下「発注者」という。）が良好に設備を使用できるよう、下表のとおり、定期または随時に技術員を派遣して点検を行うものとする。また、緊急時及び異常発生時には即時技術員を派遣し、速やかに設備の復旧に努めるものとする。

(2) 点検対象設備  
点検対象設備は、次のとおりとする。

| 設 備 名      | 仕様 ・ 数量 等     |
|------------|---------------|
| 空気調和自動制御装置 | 【別表】 No.1-1～6 |
| 空調監視装置     | 【別表】 No.1-7   |

※VAV制御点検については各コントローラのパラメータ確認の点検を行うものとし、各機器の点検は含まない。  
※Lon通信モジュールについては中央監視での通信異常を発見した場合に点検を行うものとし、全点数の一斉点検は含まない。

(3) 点検区分及び点検実施時期

| 対象設備           | 点検区分 | 点検周期 | 制御項目             | 点検項目              | 機器一覧             |
|----------------|------|------|------------------|-------------------|------------------|
| 中央棟            | 総合点検 | 年1回  | 【別表】<br>No.1-1   | 【別表】<br>No.2-1・-2 | 【別表】<br>No.3-1   |
| 東棟・西棟          |      |      | 【別表】<br>No.1-2・3 | 【別表】<br>No.2-1    | 【別表】<br>No.3-2・3 |
| 管理棟・北棟・プロムナード棟 |      |      | 【別表】<br>No.1-4～6 | 【別表】<br>No.2-1    | 【別表】<br>No.3-4～6 |
| 各棟 制御盤通信機器     |      |      | 【別表】<br>No.1-1～6 | 【別表】<br>No.2-1    | 【別表】<br>No.3-1～6 |
| 空調監視装置         | 総合点検 | 年1回  | 【別表】<br>No.1-7   | 【別表】<br>No.2-3    | 【別表】<br>No.3-7   |
|                | 遠隔監視 | 年3回  |                  |                   |                  |

※総合点検については、対象設備を系統ごとに分割し、すべての装置について、年間で1回以上点検できるよう計画すること

※遠隔点検は、緊急時に連絡を受け点検調査を実施する点検とする

4 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療機関施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有するものが業務を行うこと。
- (3) 受注者は、業務の履行に際しては、診療業務に支障をきたさないよう、予め発注者と協議して業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (4) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (5) 受注者は、業務の実施に当っては常に整理整頓を行い、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じ、事故発生を防止すること。
- (6) 受注者は、業務の実施にあたって設備の異常又は点検等により正常に作動していないことを発見した場合は直ちに措置を行い、発注者へ状況を報告すること。

## 5 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び従業員の住所、氏名等を発注者に通知すること。なお、前項(2)に該当する場合は、その資格を証する書類の写しを添付するものとする。また、現場責任者及び従業員に変更があったときも同様とする。
- (2) 受注者は、契約締結後10日以内に委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出し承認を受けること。
- (3) 受注者は、業務終了後10日以内に業務の結果を委託業務実施報告書として発注者に提出し確認を受けるものとする。
- (3) 受注者は、点検機器に著しい劣化等が見られた場合は、その状況等を撮影した写真を1部提出するものとする。

## 6 費用の負担等

- (1) 委託業務に必要な経費のうち電気料、水道料は発注者の負担とする。
- (2) 本業務を実施するために必要な機材類・消耗品類（パイロットランプ、ヒューズ等）は、受注者の負担とする。ただし、緊急修理に要した部品等は除くものとする。
- (3) 空調監視装置の遠隔監視に関わるインターネット回線費用は受注者の負担とする。
- (4) 契約締結の日から令和6年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

## 7 その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。